

# 税務と経営

## 山村税理士事務所

— 発行人 —

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電話 0975 (36) 5231

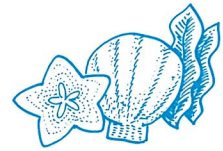
FAX 0975 (36) 5237

### ヒント

**事務ミス** 書類の誤記入や誤字脱字、発注時等に発生する数量や納期の誤り、スケジュールの誤認などの「事務ミス」は大きなトラブルにつながる可能性があります。看過できません。事務ミスの原因は、担当者の資質にもよりますが、期限が迫っている、業務量が多い、要求水準が高い、等のプレッシャーの強さで生じやすい。上司は適切なスケジュールの管理、期限間際に業務が偏ることを防止する、業務の優先順位を定め、期限を延長するなど、担当者が誰にも相談できずに悩んでいることのないように、上司も周囲も注意しなければなりません。また、組織の中で風化しがちな「過去の事務ミス」に学ぶことも必要です。(みずほりサーチ)

### 税務 ミニガイド

国税庁によると、令和4事務年度において、日本居住者のCRSに基づく非居住者の金融口座情報（CRS情報）の外国税務当局（95か国・地域）からの受領は約253万件（うち個人口座約250万件）、外国居住者のCRS情報の外国税務当局（78か国・地域）への提供は約53万件（うち個人口座約51万件）でした。



### ヒント



## 少額飲食費等の取り扱い

### □税制改正

令和6年度税制改正により、交際費等の損金不算入制度が改正され、交際費等の範囲から除かれる飲食費（少額飲食費等）の金額基準が1人当たりの金額が1万円以下（改正前は5千円以下）に引き上げられました。

この改正規定は、法人の事業年度にかかわらず、令和6年4月1日以後に支出する交際費から適用されています。

### □少額飲食費等の範囲

交際費等の範囲から除かれる飲食費（少額飲食費等）は、飲食その他これに類する行為のために要する費用とされており、飲食代（テーブルチャージ料やサービス料を含みます）、ケータリングの弁当代などが該当します。

ただし、専らその法人の役員、使用人、これらの親族の飲食代（社内飲食費等）は、交際費等の範囲から除かれる少額飲食費等に含まれないことになります。

なお、親会社や子会社の役員、使用人との飲食費については、法人格が別であるため社内飲食費には該当しませんので、この規定の適用があります。

### □1人当たり1万円以下の判定

1人当たり1万円以下であるかどうかの判定に当たっては、飲食等のために要する費用を参加した者の数で除して計算することになります。

その際、法人が税込経理方式を採用している場合には消費税等の額は支出額に含まれることになり、税抜経理方式を採用している場合には、消費税等の額は支出額に含まれないことになります。

なお、一次会と二次会が行われたような場合には、同一店舗で行われているにもかかわらず分割して支払っているような場合を除いて、一次会と二次会、それぞれごとに判定を行うこととなります。



○いろいろな税。ブルガリアに「独身税」があった。中国では中秋の名月に従業員に月餅を配るので「月餅税」。ドイツ等では犬を飼っていると「犬税」。オーストラリアでは高収入な卒業生限定の「学位税」を奨学金返済時に課税。アメリカでは肥満防止の「ソーダ税」「ポテトチップス税」。イギリス、ロンドンでは特定の時間、特定の場所に侵入すると「渋滞税」。



### □適用要件

1人当たり1万円以下の少額飲食費等を交際費等の範囲から除くためには、飲食等のために要する費用について、次の事項を記載した書類を保存していることが適用要件とされています。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業  
に  
関係のある者等の氏名・名称、その関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 飲食費の金額、飲食店等の名称、所在地
- ⑤ その他参考となるべき事項

### □ゴルフ等の接待関連飲食

ゴルフ等の接待に際して、ゴルフ場等でプレーの合間やプレー終了後に行う飲食について、ゴルフ等を主たる目的とした一連の行為のひとつとして不可分のものと考えられる場合には、この規定の適用はありません。

したがって、その飲食代については、交際費等に該当することになります。

ただし、ゴルフ等のプレーが終了して解散後に、一部の参加者で別途飲食を行うように、ゴルフ等の一連の行為とは別の行為として、単独で行われる飲食については、この規定の適用があります。

## 中小企業における 接待交際費の取り扱い

法人の経営上、「接待交際費」に関して考える機会も多いかと思います。

法人が支出する接待交際費の額は、租税特別措置法によってその損金性が制限されています。

### (1)接待交際費とは

法人税法上では、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他の事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。つまり、事業関係者接待や供応、慰安、贈答、親睦を深めることで円滑な取引関係を図ることなどがその計上要件として挙げられます。

なお、従業員の慰安のための旅行や食事会などのために通常要する費用は交際費ではなく福利厚生費とされるので注意する必要があります。

## ナマの税務相談室

**Q** 友達から聞いて金を購入しています。株式相場が先月35年ぶりに最高値を更新したと大騒ぎしていますが金はその間5倍の値上がりをしています。株式は景気の変動に非常に敏感です。

また金利、為替相場、海外の政治経済状況に影響を受けやすい繊細な投資項目です。

その点金は一時的に値下がりがあっても長期的にみると常に上昇していることは歴史が証明しています。この上昇の基本的な本質は金の埋蔵量に関わっていると伺っています。

私はサラリーマンですので多額の投資は出来ません。

毎月銀行預金口座から定額の5万円引き落としで購入しています。金相場により購入する金の量は日々変化しております。定期的に送られる報告書で状況を把握しています。大体の利益は分かりますが特に現在は売却する必要性を感

### (2)事業規模別の接待交際費について

個人事業主についての解釈は視点が全く異なります。個人の接待交際費の考え方は厳格に限定的にみており、収入を得るために必要な直接経費とされています。つぎに、資本金1億円以下の法人についてです。接待交際費のうち、①接待飲食費の50%相当額、若しくは②年間800万円までの支出のどれかを選択します。一般的に言われる「接待交際費は800万円まで」という言葉はここからきています。最後に資本金1億円超～100億円の法人に関しては、接待交際費のうち、接待飲食費の50%相当額を損金算入できます。飲食費に限る、というのがポイントで、贈答品などは損金不算入となるので留意下さい。

### (3)まとめ

交際費等の範囲から除くものとして、令和6年度の税制改正により令和6年4月1日以降は飲食費に係る1人当たりの金額が10,000円以下になりました。上手に活用すれば節税にもつながります。今一度、「接待交際費」の計上要件や取り扱いについて振り返ってみてはと思います。

## 金を売った場合の 申告について

**A** 仰る通り金も売却すれば余程でなければ利益がでます。つまり購入金額を上回る売却金額が利益ですね。税務用語では所得といえますね。

金の場合は保有期間が5年を境に課税環境が違うのが特長です。5年以内なら雑所得扱いで5年超のケースは総合譲渡所得となり所得計算に注意してください。

つまり収入金額から取得費と譲渡費用を差し引更に50万円の特別控除を差し引いた金額の2分の1が課税所得になります。

なお、金地金の取引200万円超の場合、取引業者は税務署に支払調書を提出義務があります。取得費については総平均法に基づき1単位当たりの額を算出するものとします。

## ナマの税務相談室

## 相続後に現れてくる 相続税対象外の収入

**未** 支給年金請求権については、最高裁判決（平成7年11月7日）において、その相続性が否定されています。被相続人に係る未支給年金は、遺族が、自己の固有の権利として請求するものであり、保険金や退職金と異なり、相続財産とみなす規定もないので、被相続人に係る相続税の課税対象にはなりません。なお、遺族が支給を受けた当該未支給年金は、当該遺族の一時所得に該当します。

**被** 相続人の準確定申告に係る所得税の還付金は、被相続人に帰属するものとして相続財産に該当しますが、還付加算金は相続人が確定申告書の提出によって原始的に取得するものなので、相続財産

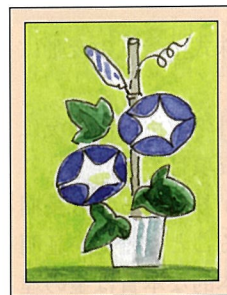
とはならず、相続人の所得（雑所得）となります。

**葬** 式費用は、相続税課税対象財産から減額する項目とされていますが、その葬式費用の補填として支給される葬祭費等の公的補助金があります。これらの公的補助金は、所属する自治体に、喪主が申請します。2年で時効です。支給金は、申請者の固有財産となり、被相続人の遺産には該当しません。公的補助金には、国民健康保険の「葬祭費」、社会保険の「埋葬費」「埋葬料」、労災保険の「葬祭料」、生活保護受給者の「葬祭扶助」などがあります。

**こ** れらは、支給に係る各根拠法において、それぞれ「租税その他の公課は、保険

給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない」と規定されていますのですべての税金に於いて非課税であり、相続税の計算上の葬式費用から減算する項目にもなりません。

**厚** 生年金や国民年金、恩給などの被保険者であった人が亡くなったときは、要件充足の遺族の方に対して遺族年金、遺族恩給が支給されます。これらのうち、厚生年金保険法、国民年金法、恩給法、各種共済組合法などに基づいて遺族の方に支給される遺族年金や遺族恩給あるいは死亡一時金（遺族一時金）および寡婦年金には、所得税も相続税も課税されません。これらの法律で、「租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することはできない」と規定されていますので、すべての税金に於いて非課税です。



夏の到来です。

「海の紺白く剥ぎつつ土用波 春一」

納期の特例の承認を受けている常時10人未満の事業所では、1月～6月に支払った給与、退職金から徴収した源泉徴収額を7月10日まで納付します。

「おとうとをトマト畑に忘れさし としこ」

「美しき緑走れり夏料理 立子」

6日小暑、22日大暑。

私は決して失望などしない。  
なぜなら、  
どんな失敗も新たな一歩になるからだ。

(トーマス・エジソン)

### 7月の税務メモ

(国税)

- 6月分源泉所得税の納付（特例適用者は1～6月分の半年分）
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

10日  
16日  
31日  
〃  
〃

(地方税)

- 6月分個人住民税特別徴収分の納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税（都市計画税）の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。